

議案第22号関係資料

姉妹都市等交流事業の取扱いについて

平成 15 年 11 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

### (22) 姉妹都市等交流事業

企画調整専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	国際交流団体(協会等の活動状況)		×		B	
2	姉妹都市フォーラム推進事業		×	×	B	
3	国際交流の沿革		×		B	
4	姉妹・友好都市交流受入等事業		×		B	
5	文化交流事業		×	×	B	
6	青年壮年国内外研修派遣事業(人材育成)				B	
7	市民活動支援事業		×	×	B	
8	国際親善・核なき平和関連事業		×	×	B	
9	ふるさと会等交流事業				B	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

### (22) 姉妹都市等交流事業

企画調整専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 国際交流団体(協会等の活動状況)	(財)秋田県国際交流協会に対して出捐を行っている。	未実施	(財)秋田県国際交流協会に対して出捐を行っている。	河辺町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
2 姉妹都市フォーラム推進事業	市民団体「秋田市姉妹都市フォーラム」を設置し、その活動を支援する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
3 国際交流の沿革	・中国甘肅省蘭州市(友好都市提携 昭和57年8月5日) ・ドイツバイエルン州パッサウ市(姉妹都市提携 昭和59年4月8日) ・ロシア沿海地方ウラジオストク市(姉妹都市提携 平成4年6月29日) ・米国アラスカ州キナイ半島郡(交流合意都市提携 平成4年1月22日)	未実施	・米国ミネソタ州セント・クラウド市(姉妹都市提携 平成5年6月22日)	雄和町の米国ミネソタ州セント・クラウド市との姉妹都市提携についての今後の取り扱い	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、セント・クラウド市については、新市においても交流を継続する。
4 姉妹・友好都市交流受入等事業	姉妹都市常陸太田市および常陸有縁町村から友好交流団を受け入れる。 日口沿岸市長会議に参加する。 国際交流実務体験事業を実施する。 友好都市・蘭州市から医療技術研修生を受け入れる。 友好都市・蘭州市から青少年15名を受け入れる。 姉妹都市・パッサウ市へ公式訪問団を派遣する。 交流合意都市・キナイ半島郡から公式訪問団を受け入れる。	未実施	米国ミネソタ州セント・クラウド市に中学2年生(12名~20名)を派遣する。	雄和町の米国ミネソタ州セント・クラウド市との交流についての今後の取り扱い	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、セント・クラウド市との交流事業については、新市において何らかの形で事業継続を検討する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 文化交流事業	・中国蘭州市から推薦された芸術等の専門家を招き、公民館等で講座を開催する。 ・ドイツパッサウ市よりピアニストを招き、ミニコンサートや市民交流会を開催する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 青年壮年国内外研修派遣事業(人材育成)	市内在住の20歳～30歳代の青年2名を海外交流都市へ派遣し、派遣先での実務研修や交流を通して、知識や技能の向上に努めるとともに、派遣先市民との相互理解を深めることにより秋田市の国際化や国際交流の中核となる人材を養成する。 旅費の2分の1を補助	河辺町中学生海外派遣事業として、中学生を海外ホームステイ体験学習に派遣している。 旅費のうち自己負担100千円を除いた残額を補助	広く海外に研修の機会を創出しながら、国際化社会に貢献する人材育成や町(地域)の国際化に対応するため町民の海外研修に対して助成を行う。	いずれについても、時代の流れ、状況を確認した上で継続が必要な事業か否かの検討を行う必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 市民活動支援事業	市民団体が企画運営する日本語講座に対して、会費と支出の差額分を補助	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 国際親善・核なき平和関連事業	8月に「国際親善・核なき平和」2月に「北方の領土かえる日 平和の日」の啓発看板を設置する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 ふるさと会等交流事業	首都圏に在住し、秋田市にゆかりのある者で構成する「けやき会」について、東京事務所が運営への協力を行っている。 「けやき会」には、市内各高校同窓会の東京支部や新屋郷土会など13団体が参加	在京岩見三内会、在京和田豊島会、仙台河辺会、関西岩見三内会、札幌秋田市河辺ふるさと会等、毎年各組織から総会案内が届き、町長、議会議長、担当課長等が都合のつく限り出席する。	東京雄和会に対し年700千円を補助 秋田市ふるさと雄和会に対し年50千円を補助	会の形態や行政の関与の程度が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。